



2環第610号  
令和3年1月25日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会会長 様

愛媛県県民環境部環境局環境政策課長



土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出の徹底について  
平素より、本県の環境行政の推進に御協力賜り、感謝申し上げます。

さて、土壤汚染対策法については、同法第4条第1項の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更に着手する30日前までにその土地を所管する保健所（松山市内は松山市）まで届け出ることとされておりますが、このたび、県内において、同項に基づく届出を行わないまま土地の形質の変更を伴う事業に着工している事案が確認されました。

つきましては、貴職におかれましては、改めて土壤汚染対策法に基づく届出が適切に行われるよう留意いただくとともに、貴団体会員各位へ周知願います。

なお、土壤汚染対策法に基づく届出については、所管の県保健所環境保全（衛生環境）課（松山市内は松山市環境指導課）へお問い合わせください。

【担当】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県県民環境部環境局環境政策課  
水・土壤環境係 富士・中河  
TEL：089-912-2350（係直通）  
FAX：089-912-2344

